

マンション再生法の制定への提言

シンポジウム

マンション再生法の意義とあいかた

2016年4月6日(水)

16時30分～18時40分(開場16:00)

会場:(株)住宅あんしん保証 大会議室 (入場 無料)

東京都中央区京橋1-6-1 三井住友海上テプコビル6階

一部 基調報告 山本 育三 全管連会長

二部 討論

小林 秀樹 千葉大学大学院教授 前日本マンション学会会長

鎌野 邦樹 早稲田大学法科大学院教授、日本マンション学会副会長

篠原 みち子 弁護士

山本 育三 全管連会長

司会 川上 湛永 全管連事務局長

主催 NPO法人 全国マンション管理組合連合会(全管連)

お申込み:全管連事務局まで(fax 03-5256-1243 or E-mail info@zenkanren.org)

★小林、鎌野、篠原の3先生は、
全管連のマンション再生法検討プロジェクト委員会のメンバーです。

三井住友海上テプコビル 6階



JR 東京駅(八重洲中央口) 徒歩 7 分
都営浅草線宝町駅(A6 出口) 徒歩 4 分
東京メトロ

銀座線京橋駅(6 番出口) 徒歩 2 分
東西線日本橋駅(B1 出口) 徒歩 7 分
有楽町線銀座一丁目駅(7 番出口) 徒歩 7 分



シンポジウムに当たって

全管連会長 山本 育三

「全管連は、2010年春、マンション再生法要綱案を全管連が構成する19団体と連名で提言し、関係各機関に働きかけました。いま、ここに改めて「マンションの改良による再生を円滑に促進するための法律案」を提案します。

1960年代、区分所有法が施行された時点では、マンションが建替えにくい住戸形態で、今日のように築30年のマンションが150万戸を超えるような高経年化を予測していませんでした。マンションは、何事も区分所有者の合意によってのみ、大掛かりな変更ができる仕組みであり、今や持続社会の担い手として尊重さるべき居住形態であることが見直される時代を迎えています。ただし、マンションが大規模修繕によってのみ、永らえるのでは、時代のニーズにこたえられず、いずれスラム化しかねない危険をはらんでいるのも事実です。「改良によるマンション再生」を法律で担保することは、それぞれのマンションで、管理組合が日常の管理努力の中で、水準向上を手掛けるとともに、住宅政策として国家100年の計を実践する一里塚であります」

申し込みは、4月1日までに全管連事務局にメール又はFaxでお願い申し上げます。

参加定員は100名です。

- ・メールでのお申込み

info@zenkanren.org

- ・FAX（03・5256・1243）でのお申込み

お名前	所属団体